

令和8年3月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）」に関する
照会内容について（大阪府からの周知依頼）

大阪府より、標題に関して、別添のとおり周知依頼が参りました。

本件は、令和8年3月18日付本会発出「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A（第1版）及び賃上げ支援事業に対応する賃金改善の具体的方法について（情報提供）」に関連するもので、大阪府担当課（保健医療企画課）より、「特にお問い合わせが多い事項について、改めてご案内」とされるもので、おもに下記について掲載されています。

つきましては、貴会会員への周知についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【よくお問合せいただく内容】

Q：令和7年12月分～令和8年3月分の一時金や特別手当を4月に支給することは可能か。

A：一時金や特別手当については、令和7年12月分～令和8年3月分までの最大4か月分を、令和8年3月末までに支給することが可能です。**ただし、就業規則等において、賃金や基本給等の引上げ分の遡及支給を「翌月払い」と定めている場合は、4月に支給することも可能です。**なお、一時金または特別手当として支給した場合であっても、令和8年4月および5月におけるベースアップ（賃金改善）の実施は必要です。

※令和8年2月27日『令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A（第1版）』のQA16をご参照ください。賃上げ支援事業については、QA14～32に記載されており、併せてご確認ください。

【参考】大阪府ホームページ

『大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojyokinr8shienp1.html>



【大阪府：問い合わせ先】

大阪府保健医療室保健医療企画課 企画調整グループ

(電話) 06-6941-0351 内線 2532

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

担当事務局：経理課 電話 06-6763-7005
保険医療課 電話 06-6763-7001

関係団体の長 様

大阪府保健医療室保健医療企画課長

「大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）」
でよくお問合せいただく内容について（周知協力依頼）

日頃より、大阪府の健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度厚生労働省補正予算に計上され、大阪府において実施を予定しております「大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）」（以下、「本事業」という）につきましては、令和 8 年 2 月に大阪府ホームページにおいて事業概要等を公表したところです。

今般、ホームページにも掲載している内容ではありますが、特にお問い合わせが多い事項について、下記のとおり改めてご案内いたします。また、本事業実施にあたり、必要となる賃金改善の内容について、**別紙：賃金改善の内容**に取りまとめましたので、併せてご案内いたします。

貴会会員の皆様への周知につきまして、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

【よくお問合せいただく内容】

Q：令和 7 年 12 月分～令和 8 年 3 月分の一時金や特別手当を 4 月に支給することは可能か。

A：一時金や特別手当については、令和 7 年 12 月分～令和 8 年 3 月分までの最大 4 か月分を、令和 8 年 3 月末までに支給することが可能です。ただし、就業規則等において、賃金や基本給等の引上げ分の遡及支給を「翌月払い」と定めている場合は、4 月に支給することも可能です。なお、一時金または特別手当として支給した場合であっても、令和 8 年 4 月および 5 月におけるベースアップ（賃金改善）の実施は必要です。

※令和 8 年 2 月 27 日『令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関する Q & A（第 1 版）』の QA16 をご参照ください。賃上げ支援事業については、QA14～32 に記載されておりますので、併せてご確認ください。

その他のよくあるご質問は、大阪府ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

【参考】大阪府ホームページ『大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojyokinr8shienp1.html>



【本件問い合わせ先】

大阪府保健医療室保健医療企画課 企画調整グループ 塚本
(電話) 06-6941-0351 内線 2532

別紙：賃金改善の内容

(1) 厚生労働省実施要綱の規定

①

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、

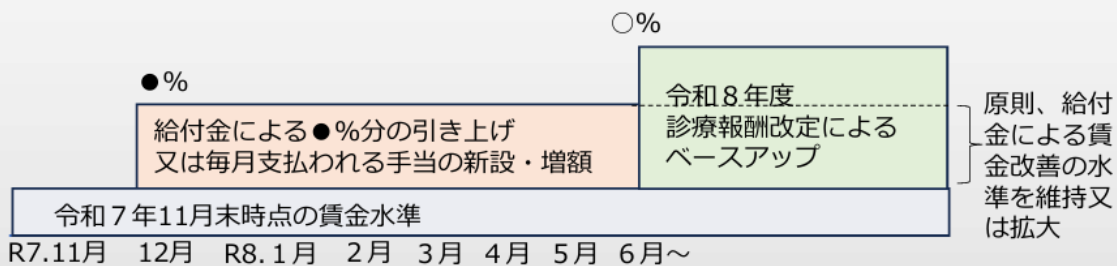
②

令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

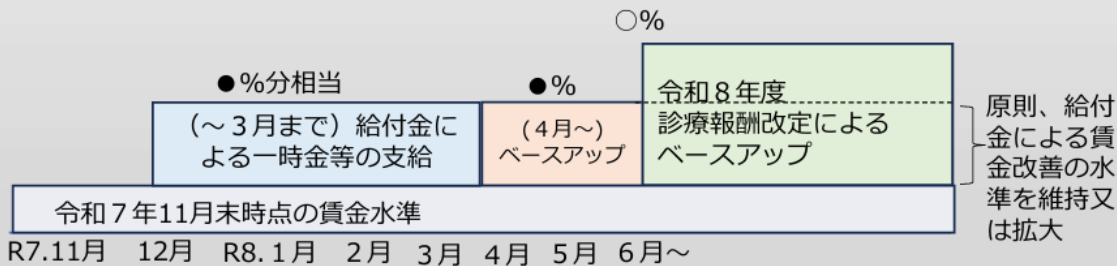
(2) 賃金改善のイメージ

賃金改善のイメージ

① 【ベースアップ（※1）を実施する場合】



② 【一時金・特別手当（※2）とベースアップ（※1）を組み合わせる場合】



(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

※大阪府において、これまでお問い合わせを受ける中で医療機関等の皆様から伺った状況を踏まえると、現実的には、上記②の方法による賃金改善が多くの医療機関等で採用される形になるものと考えられます。

ベースアップ評価料に関する主な変更点①（内容）

➤ ベースアップ評価料の算定要件・施設基準について、以下の変更を行う。

現行

- 賃上げの目標
令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%、計4.5%の賃上げを目指す
- 対象となる施設
保険医療機関、訪問看護ステーション
- 対象となる職員
主として医療に従事する職員（医師、歯科医師、専ら事務作業を行う事務職員等を除く。）
例）薬剤師・看護師・看護補助者 等
- ベースアップ評価料により評価される総額の算出方法
(入院B U評価料の場合)
12か月の対象職員の給与総額（賞与、法定福利費等を含む）の1月あたりの平均値の2.3%

(外来・在宅B U評価料(Ⅱ)、訪看B U評価料(Ⅱ))の場合)
12か月の対象職員の給与総額（賞与、法定福利費等を含む）の1月あたりの平均値の1.2%
- ベースアップ評価料を充てて良い給与の範囲
基本給等の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分
- 賃金の改善（賃上げ実績）の判断材料
「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分

改定後

- 賃上げの目標
令和8年度に3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）、令和9年度にさらに3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）の賃上げを目指す
- 対象となる施設
保険医療機関、**保険薬局**、訪問看護ステーション
- 対象となる職員
当該保険医療機関に勤務する職員（40歳以上の医師・歯科医師・薬局薬剤師、業務委託により勤務する者を除く。経営者、法人役員を含まない。）
例）左記の対象職員に加え、**40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師、事務職員** 等
- ベースアップ評価料により評価される総額の算出方法
(入院B U評価料の場合) 以下を合計したもの
◆医師・歯科医師以外
「月額賃金総額」（基本給等と、時間外手当等の月ごとに変動して支払われる手当の合計）に、定められた率（賃上げ目標×1.29）を乗じた額
◆40歳未満の医師・歯科医師
常勤・非常勤（22時間以上）ごとの人数に、定められた額を乗じた額
(外来・在宅B U評価料(Ⅱ)、訪看B U評価料(Ⅱ))の場合
上記を2で割ったもの
- ベースアップ評価料を充てて良い給与の範囲
基本給等の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分
※恒常的に夜間を含む交代制勤務を取っている職員に支払う夜勤手当は、毎月支払われる手当に準じて、基本給等に含めて良いこととする。
- 賃金の改善（賃上げ実績）の判断材料
※現行と同様の考え方だが、次のように明確化する。
「賃金改善前（令和8年3月又は5月時点）の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」との差分

